

健康福祉病院常任委員会

防災農水商工常任委員会

連合審査会

説 明 資 料

頁数

- 1 福島県等の農家から出荷された牛の肉に関する対応等について・・・・・・・・・・ 1

平成23年8月1日

健康福祉部・農水商工部

福島県等の農家から出荷された牛の肉に関する対応等について

1 牛肉の流通状況について（健康福祉部）

厚生労働省の資料によると、放射性物質に汚染された稲わらが給餌された可能性のある牛の肉は、全国で2,412頭出荷（平成23年7月29日現在）されており、このうち、県内に流通した牛の肉は、他県から県内へ流通してきたものが21頭分、県内産として県内の農家から出荷された68頭分の合計89頭分となっています。

その中で、残品等があった32頭に対して放射性物質の検査が行われ、うち福島県の2頭と岩手県の1頭が食品衛生法上の暫定規制値^{※1}を超過していました。（別表1、別表2-1、別表2-2参照）

三重県では、県内流通状況の把握に努め、該当の牛肉が残っていた場合は放射性物質の検査を実施し、暫定規制値を超えている場合は、流通や販売が行われないよう対応しています。

※1 食品衛生法に基づき定められた食品中の放射性物質の規制値であり、原子力安全委員会による飲食物摂取制限に関する指標値をもとにして、食品のカテゴリー毎（飲料水、牛乳等）に定められたものです。これは、仮にその食品を1年間食べ続けたとしても、定めた基準値を超えることのないよう設定されています。

【参考】

流通状況調査における事業者名等の公表方針について（健康福祉部）

流通状況調査における事業者名等の公表については、暫定規制値を超えた牛肉を県民等が新たに摂食しないことを目的で行うものです。

この考え方に基づき、一般消費者宅等に暫定規制値を超えた牛肉が残っている可能性がある場合は、事業者名等の公表を行います。

2 東北・関東16都県で生産された稲わらの導入状況について（農水商工部）

福島県から出荷された肉牛から高濃度の放射性セシウムが検出されたことを受け、7月19日付で農林水産省から、東北・関東16都県内で生産された稲わらが導入されていないかの調査依頼があり、県内の全ての肉牛農家（233戸）及び酪農家（57戸）の合計290戸を対象に聞き取り調査を行った結果、7戸の農家で導入がありました。

そのうち、6戸の農家においては、導入された稲わらが、3月11日以前に収集・梱包されたものであり、倉庫等で適切に屋内保管されていたことを確認しました。

しかしながら、1戸の農家については、導入された稲わらの一部に、宮城

県において3月11日以降に収集・梱包された稲わらが含まれていることが判明しました。そこで、保健環境研究所において、当該農家に残された稲わらの放射性物質の測定を行ったところ、国の暫定許容値の約20倍の放射性セシウムが検出されました。(別表3参照)

このため、当該農家に対して、残っている稲わらを使用しないこと及びその稲わらについて隔離して保管することを指示するとともに、この稲わらを食べさせた牛については、出荷を控えるよう要請しました。

また、本農家からは、これまでに68頭が出荷されていたことから、出荷された肉については、個体識別番号を公表するとともに、健康福祉部が流通調査を実施し、その残品が確認されれば、放射性物質の検査を行う中で、残品があった22頭については、食品衛生法上の暫定規制値を超過していないことを確認しました。

なお、汚染された稲わらの入荷日が確認できたことから、ホームページで当初公表していた70頭のうち2頭については、当該稲わらを給餌されていなかったことが確認されたため、2頭分の個体識別番号をホームページから削除しました。

3 と畜時の放射性物質の検査について(健康福祉部)

(1) 福島県等で飼育され出荷された牛の肉の放射性物質の検査

福島県で飼育され出荷された牛を三重県内のと畜場でと畜した場合は、その牛の肉の放射性物質の検査を全頭対象として実施することとしています。(国は福島県内の計画的避難区域外と緊急時避難準備区域外では農家1戸ごとに1頭以上の牛の肉を検査し、問題がなければ出荷再開を認めるとしていますが、三重県ではさらに安全を確保するため、全頭検査を実施します。)

また、宮城県においても同様の出荷制限などが行われることとなっており、福島県以外でも、出荷再開時に同様の措置がとられた場合は、同様に全頭検査を実施します。

(2) 福島県以外の県で放射性物質に汚染された稲わらが給餌された可能性のある牛の肉の放射性物質の検査

放射性物質に汚染された稲わらが給餌された可能性のある牛を三重県内のと畜場でと畜した場合は、産地にかかわらずその牛の肉の放射性物質の検査を実施することとしています。

(3) 放射性物質の検査体制

と畜場でと畜した牛の肉の放射性物質の検査については、と畜検査後、当該牛の肉の放射性物質の検査を保健環境研究所で行い、検査結果が判明

するまでは流通しないように、と畜場内で厳重に管理していきます。

なお、保健環境研究所において1日に処理できる検査数を超える場合は、民間検査機関を活用する等、検査体制を整えていきます。

4 安全性等への対応について（健康福祉部、農水商工部）

（1）安全性等について（健康福祉部）

国が定める放射性物質の暫定規制値は、規制値レベルで汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されていて、これは食品の全体からの放射性物質の被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

仮に、放射性セシウム濃度1,000ベクレル/kg（暫定規制値は500ベクレル/kg）の牛肉を1kg摂食した場合、体が受ける影響は成人でおよそ0.016ミリシーベルトになります。

汚染された食肉を1年間繰り返し食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題はないと考えられますが、この暫定規制値を上回った食品は、食品衛生法に基づき、流通、販売等が行われないよう対応します。

（2）県民への情報提供等について（健康福祉部、農水商工部）

「福島県等の農家から出荷された牛の肉の県内流通（検査結果を含む）」や「福島県等から県内への稲わら及び子牛の導入」等に関する情報については、情報を入手次第、三重県ホームページにて公表しています。

また、食品関連事業者や消費者の方々に対しては、当該牛肉に関する情報提供をお願いするとともに、下記の相談窓口を設置し、県民の食の安全に関する相談に努めています。

<相談窓口>

【牛肉の流通に関すること】

健康福祉部 健康危機管理室 食品監視グループ(電話 059-224-2359)

【牛肉の検査に関すること】

健康福祉部 業務食品室 食品・生活衛生グループ(電話 059-224-2343)

【稲わら及び子牛の導入に関すること】

農水商工部 農畜産室 畜産振興グループ(電話 059-224-2541)

(以上、受付時間:土日祝日を含む毎日 午前8時30分から午後5時15分まで)

5 庁内の推進体制について（農水商工部）

今回の案件が食の安全・安心に関する危機に該当することから、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」等に基づき設置された「三重県食の安全・安心確保推進会議」において、関係部局と連携しながら対応しています。

6 今後の対応について（健康福祉部、農水商工部）

（1）県産牛の全頭検査について（農水商工部）

① 本県の牛肉の検査状況

全国において、放射性セシウムを含んだ稲わらを給餌された可能性のある牛の肉が流通しています。

本県でも、以前に放射性セシウムを含んだ稲わらを導入した農家がありましたが、現在、三重県では、適正に管理された稲わらを与えられており、県内に流通している県内産の牛肉は安全であると考えています。

また、県内産の牛肉からは、現在まで暫定規制値を超える放射性セシウムは検出されていませんが、県民の中に不安感が広がっている状況にもあります。

② 県内の畜産農家の状況

一方、県内農家では、牛肉の値段が大きく変動するとともに、取引において、放射性物質の測定に関する証明書の提示を求められるなど、畜産経営に大きな支障が生じるほか、ブランドにも大きな影響を与えることが懸念され、そのような状況を踏まえ、県による放射性物質の測定の実施を関係者からも要望をいただいております。

③ 県産牛の全頭検査

そこで、このような状況を勘案し、本県において、農家経営の健全化を図るとともに、県内農家といっしょになって、県産牛肉に対する県民の安心感を取り戻すために、県産牛肉の放射性物質の測定、いわゆる全頭検査を実施することとしました。

測定については、県内で肥育された全肉牛を対象と考えており、県内の農家に対して積極的に働きかけてまいります。

なお、厚生労働省が示している検査方法により放射性物質の測定を行います。

④ 今後の取組

今後、関係者の皆様への説明、測定体制の整備、県内農家への周知など、できるだけ速やかに準備を完了させ、農家の皆さんと県産牛肉に対する県民の安心感を取り戻してまいります。また、準備が整えば改めて、実施時期を公表させていただきます。

(2) 国への要望等について（健康福祉部、農水商工部）

今回の件で、消費者の安全・安心のさらなる確保や、牛肉の消費量の減少に伴い、肉牛を扱う畜産農家や食肉卸売業者等に対する支援が必要とされています。

このため、国に対しては、放射性物質の徹底した検査を行い、汚染された牛肉を流通させない体制の構築をはじめ、経営面で打撃を被った畜産農家、農畜産業・小売業等への支援、信頼確保に向けた振興対策の強化などについて、要望していきたいと考えています。

また、市町や県民等に対しては、食の安全に関する情報提供を行い、正確な情報に基づく冷静な対応について引き続き理解を求めています。

【別表1】

特定の農家から出荷された牛の肉の流通調査結果について【平成23年7月29日現在】

1 福島県

	食肉出荷頭数	検査結果		
		実施件数	暫定規制値超過 ※1	暫定規制値以下
南相馬市	17 (うち11頭は全国に流通せず)	17	17	—
浅川町 (うち三重県内流通分)	42 (5)	26 (3)	12 (2)	14 (1) (不検出1)
郡山市、喜多方市及び相馬市 (うち三重県内流通分)	84 (5)	37 (3)	2 —	35 (3) (不検出3)
二本松市、本宮市、郡山市、 須賀川市、白河市及び会津坂 下市 (うち三重県内流通分)	411 (6)	111 (1)	— —	111 (1)
白河市、猪苗代町	28	3	—	3
合計 (うち三重県内流通分)	582 (16)	194 (7)	31 (2)	163 (5)

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる

2 福島県以外の道県

	食肉出荷頭数	検査結果		
		実施件数	暫定規制値超過 ※1	暫定規制値以下
山形県	98	32	2	30
岩手県 (うち三重県内流通分)	81 (2)	16 (2)	5 (1)	11 (1)
新潟県 (うち三重県内流通分)	111 (1)	46 (1)	— —	46 (1) (不検出1)
静岡県 (うち三重県内流通分)	148 (1)	55 —	— —	55 —
三重県	68	22 ※2	—	22 (不検出3)
秋田県	9	3	1	2
栃木県	8	4	4	—
岐阜県	170	16	—	16
宮城県 (うち三重県内流通分)	1,031 (1)	56 —	15 —	41 —
北海道	15	5	—	5
茨城県	78	17	—	17
群馬県	13	7	—	7
合計 (うち三重県内流通分)	1,830 (73)	279 (25)	27 (1)	252 (24)
総計 (うち三重県内流通分)	2,412 (89)	473 (32)	58 (3)	415 (29)

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる

※2 三重県からの検査件数は、最新の数値を計上

(※出典：厚生労働省資料より)

【別表2-1】

特定の農家から出荷された牛の肉の三重県内への流通調査結果について（三重県産分を除く）

【平成23年7月29日現在】

1 福島県

No.	個体識別番号	と畜日	流通量 (kg)	販売市町	販売日	販売量 (kg)	販売状況	セシウム検査結果 (Bq/kg)	公表日
(浅川町)									
1	03952-06780	4月8日	22.1	鈴鹿市	不明	11	販売済み	不検出	7月16日
				津市	不明	11.1	販売済み		
				伊勢市	不明		販売済み		
			28.1 (他の牛肉を含む。)	県内8カ所	5月31日	28.1	販売済み		
2	08364-06595	5月25日	60.3	津市	60.3kg全量保管	—	全量保管	2,100	7月17日
3	11655-05614	5月13日	7.7	伊賀市	5月26日～28日	7.7	販売済み	1,050	7月18日
4	05905-02595	4月8日	21.8	名張市	5月17日～24日	21.8	販売済み	調査中	7月18日
5	02720-10080	4月8日	59.4	尾鷲市	4月30日～5月1日	59.4	販売済み	調査中	7月22日
(郡山市、喜多方市及び相馬市)									
1	08363-74139	4月5日	366.0	津市	不明	269.2	販売済み	調査中	7月18日
				いなべ市	不明	12.3	販売済み		
2	02801-08632	4月14日	293.7	津市、松阪市、伊勢市、度会郡、志摩市	4月19日～5月27日	293.7	販売済み	不検出	7月19日
3	08365-63274	5月12日	331.4	津市、松阪市	6月3日～6月24日	331.4	販売済み	不検出	7月18日
4	02411-69290	4月13日	311.3	三重郡、鈴鹿市、伊賀市、名張市、津市、松阪市	4月28日～5月21日	311.3	販売済み	不検出	7月18日
5	08363-35918	3月28日	26.8	鈴鹿市、亀山市、津市、名張市、伊賀市、松阪市、伊勢市、度会郡	4月18日～4月27日	26.8	販売済み	調査中	7月19日
(二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市及び会津坂下市)									
1	02462-41342	5月4日	24.4	亀山市	5月24日～28日	24.4	販売済み	43	7月20日
2	03689-07546	3月30日	14.4	桑名市	4月8日～4月9日	6.4	販売済み	調査中	7月22日
				三重郡	4月8日～4月9日	8.2	販売済み		
3	04499-06079	3月31日	25.9	桑名郡	4月23日～4月29日	25.9	販売済み	調査中	7月23日
4	12532-71285	4月21日	25.9	桑名市	6月1日～6月5日	25.9	販売済み	調査中	7月23日
5	03274-07643	3月31日	120.9	松阪市	4月10日～4月15日	120.9	販売済み	調査中	7月27日
6	02467-45314	3月31日	41.9	松阪市	4月8日～4月15日	41.9	販売済み	調査中	7月29日
流通量等計			1,782			1,637			

2 福島県以外の道県

No.	個体識別番号	と畜日	流通量 (kg)	販売市町	販売日	販売量	販売状況	セシウム検査結果 (Bq/kg)	公表日
(岩手県)									
1	02460-45193	4月18日	30.0	桑名市	30.0kg全量保管	—	全量保管	108	7月27日
2	02460-45001	5月23日	65.1	全国各地	7月6日～7月14日	65.1	販売済み	980	7月27日
(新潟県)									
1	02458-81075	6月6日	34.4	松阪市	34.4kg全量保管	—	全量保管	不検出	7月25日
(静岡県)									
1	12419-44849	4月27日	23パック	津市、松阪市	5月20日～5月22日	22パック (1パック廃棄)	販売済み	調査中	7月29日
(宮城県)									
1	08362-21198	5月25日	17.6	松阪市	不明	17.6	販売済み	調査中	7月29日

【別表2-2】

県内の農家から出荷された牛の肉の検査結果

7月29日現在

公表一 覧表 No	と畜日	放射性ヨウ素 131 暫定規制値なし	放射性セシウム (134+137) 暫定規制値 500 ベクレル/kg	検査日時
1	7月19日	不検出	39	7月22日
2	7月19日	不検出	74	7月22日
3	7月14日	不検出	41	7月22日
4	7月14日	不検出	20	7月22日
5	7月14日	不検出	32	7月22日
6	7月14日	不検出	36	7月22日
7	7月14日	不検出	40	7月22日
8	7月14日	不検出	51	7月22日
9	7月11日	不検出	42	7月22日
10	7月11日	不検出	105	7月22日
11	7月11日	不検出	53	7月22日
33	5月27日	不検出	不検出	7月22日
32	5月12日	不検出	114	7月24日
64	7月7日	不検出	62	7月24日
57	6月27日	不検出	55	7月25日
39	6月2日	不検出	不検出	7月26日
68	7月11日	不検出	86	7月27日
55	6月27日	不検出	220	7月27日
59	6月30日	不検出	41	7月29日
67	7月11日	不検出	72	7月29日
37	5月30日	不検出	不検出	7月29日
49	6月23日	不検出	48	7月29日

【別表3】

稲わらの検査結果

検査機関:三重県保健環境研究所

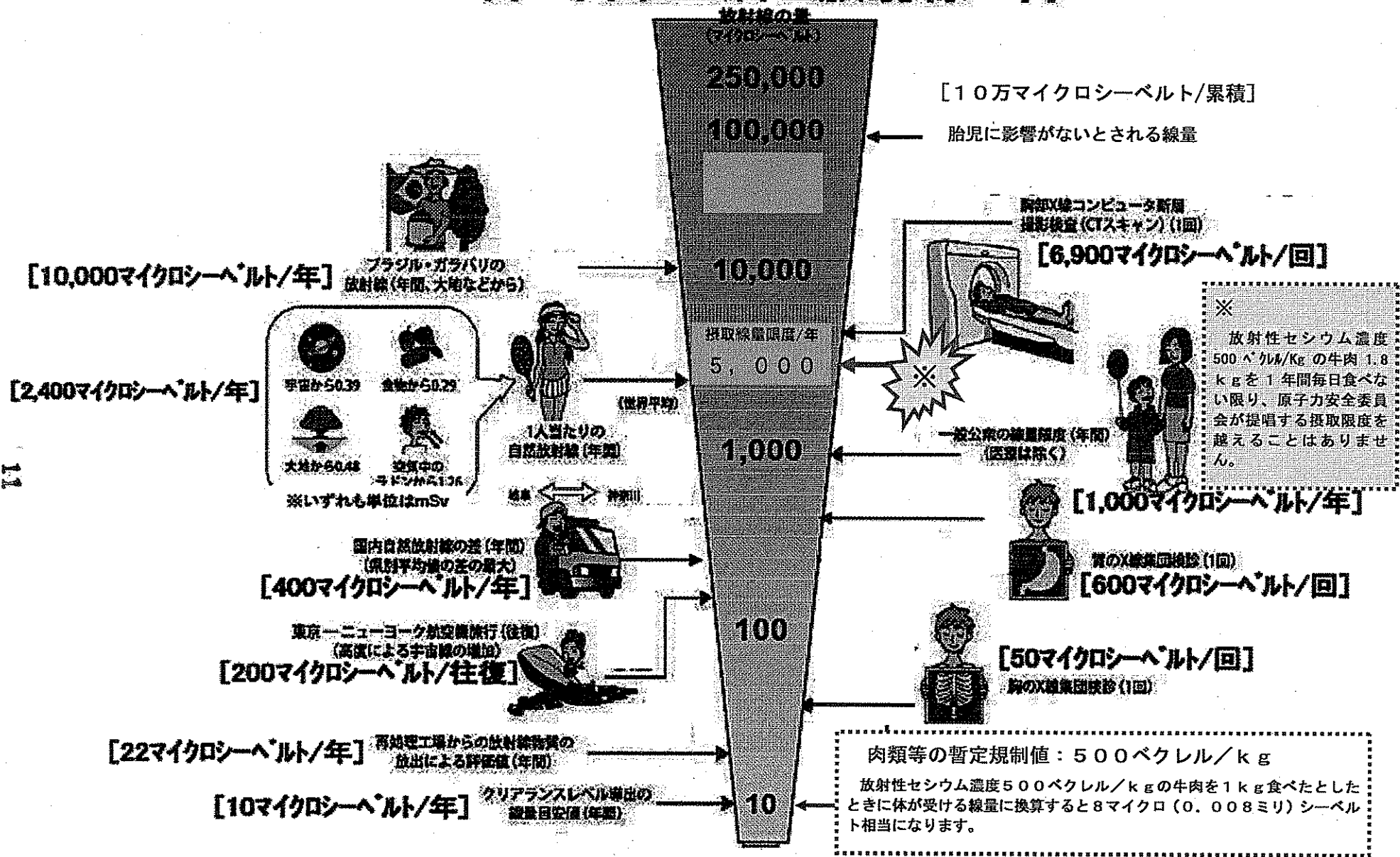
検査日 :平成23年7月21日(木)~7月22日(金)

検体	検査結果[単位:Bq(ベクレル)/kg]				
	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	合計放射性セシウム (セシウム134+137)	牧草換算値
稲わら	不検出	12,000	14,000	26,000	5,909
暫定許容値		—	—	—	300

※検出限界値 100Bq(ベクレル)/kg

※牧草換算値とは、国が示した暫定許容値と比較のため、稲わらの水分を12%と推定し、水分80%に補正を行った数値です。

日常生活と放射線



※ Sv【シーベルト】=放射線の種類による生物効果の定数(※) × Gy【グレイ】

※ X線、γ線では 1

資源エネルギー庁「原子力2002」をもとに文部科学省において作成

